

平成28年度 第2回
東京都商品等安全対策協議会
議 事 録

平成28年10月26日(水)

都庁第一本庁舎16階 特別会議室S6

午前10時00分開会

○生活安全課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成28年度第2回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

私は、事務局を務めております東京都生活安全課長の宮永でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。着席にて失礼いたします。

議事に入ります前に、お手元の配付資料の確認をお願いいたします。まず、次第でございます。おめくりいただきまして、委員名簿、裏面が座席表となっております。次に資料1、子供に対する歯ブラシの安全に関するアンケート調査結果、資料2、歯ブラシに関する実験結果、資料3、歯ブラシに関する子供の事故事例等（追加情報）、資料4、各団体の取組（案）、資料5、「子供に対する歯ブラシの安全対策」に係る現状と課題、資料6、「子供に対する歯ブラシの安全対策」に係る今後の取組案、最後に資料7、第4回協議会開催までの確認手順（案）となっております。

このほか、お席の左側に委員の皆様方からの提供資料といたしまして、ライオン株式会社様から「はじめよう！仕上げみがき」と「親子で取り組む予防歯科」のご提供をいただいております。また、その下ですけれども、日本小児歯科学会様からA4のホチキスどめの資料、また、その下に「乳幼児の家庭内の水回り事故防止ガイド」「セーフティグッズフェア」というものを置かせていただいておりますが、こちらについては生活安全課からのご案内ということで添えさせていただきます。このほかお席に参考といたしまして、第1回目の協議会の資料と議事録を置いております。不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、第1回協議会以降委員の交代がございまして、交代のありました委員のご紹介をさせていただきます。東京消防庁・岡本透委員でございます。

○岡本委員 東京消防庁参事防災安全課長、岡本でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○生活安全課長 それでは、ここからは越山会長に進行をお願いいたします。

なお、カメラ撮影につきましてはここまでとなりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○越山会長 それでは、会議次第に従いまして進行させていただければと思います。おおむね12時には終了となりますので、内容が盛りだくさんですが、議事進行にご協力をお願

いたします。

早速、議事1に入りたいと思います。最初に資料1、子供用の歯ブラシに関するアンケート調査結果、資料2、歯ブラシの実験結果について、一括して説明をお願いします。

○安全担当 事務局の吉本です。座ったままでご説明させていただきます。失礼いたします。

それでは、まず資料1、子供に対する歯ブラシの安全に関するアンケート結果をごらんください。先に3ページをごらんください。今回のアンケートは、都内在住の子育てをしている男女1,000人を対象に実施しました。回答者は、子供の年齢が1歳から5歳の各年齢で200人ずつとなるようにサンプルを抽出しました。また、危害やヒヤリ・ハット事例に関する項目は、抽出条件とした子供の年齢にかかわらず回答者がこれまでに経験したヒヤリ・ハット事例のうち最も重い事例について尋ね、経験したときの子供の年齢で集計しております。

1ページと2ページに調査結果の概要をまとめております。こちらの順に沿ってご説明させていただきます。資料の中で「子供の一人みがき」というところは、保護者が仕上げみがきをするしないにかかわらず、子供自身が歯ブラシを持って歯みがきすることをいいます。

では、まず本文4ページから5ページ、子供における歯みがきについて。子供の歯みがきをどのように行っているかでは、「子供が一人みがきした後、保護者が仕上げみがきをする」が75%と最も多く、保護者の仕上げみがきの際に使用する歯ブラシは、子供が一人みがきで使用している歯ブラシを使用する保護者が77.9%と多くなっています。

次に6ページ、子供が使用する歯ブラシ。子供が使用する歯ブラシの種類は、1歳では「コブ付タイプ」や「安全具付タイプ」など、何らかの喉突き防止対策を施したものを使用する割合が3割となっていますが、2歳以上では対策のない「通常タイプ」の使用者がほぼ9割となっています。

9ページ、保護者が使用する歯ブラシ。保護者が子供の歯をみがくときに使用する歯ブラシも「通常タイプ」が60%と最も多く、次いで「仕上げ用」が24.7%となっています。

11ページ、子供の歯みがきの実態。歯みがきを開始する年齢は、子供の一人みがきを半数が2歳5カ月までに始めており、保護者による歯みがきは8割以上が2歳前に始めています。

12ページ、子供が一人みがきをする頻度は「一日2回」が最も多く、年齢が上がると頻

度も多くなります。

14ページ、一人みがきをする場所は、「居間」が58.5%と最も多く、次いで「洗面所」、48.1%となっています。

16ページ、一人みがきをするときの姿勢は、「床に立って」が44.3%と最も多く、次いで「床に座って」が33.5%となっています。

22ページ、歯ブラシによるヒヤリ・ハットや危害経験は1,000人中160人、16%がヒヤリ・ハットや危害の経験があると回答しており、そのときの年齢は1歳から3歳前半との回答が82.5%となっています。

25ページ、ヒヤリ・ハットや危害の経験の発生場所は「居間」が半数以上となっており、次いで「洗面所」、「寝室」という順で、歯みがきをしている場所の順と一致しています。

27ページ、発生場所は「ころんだ」が68.1%と最も多く、次いで「台から転落した」となっています。

31ページ、ヒヤリ・ハットや危害の経験を発生した原因を保護者は何と考えるかは、保護者の不注意や保護者の指導不足が多く、どちらも4割程度の保護者が回答しています。

33ページ、ヒヤリ・ハットや危害を経験した際に、製品についてどこかに報告したかは、9割が「報告しなかった」との回答でした。

37ページ、子供の歯みがき事故に関する認知度ですが、子供の歯みがきの事故に関する認知度は、「重症事例があることを知っている」が67.7%、「事故があることを知っているが、重症事例があることを知らない」を合わせると、9割の保護者が事故が起きていることを知っていました。

40ページ、パッケージの注意表記について。7割近い保護者が「読んでいない」という結果でしたが、年齢別では、1歳は「注意表記を確認している」が4割と、2歳以上の年齢より注意表記を読んでいる割合が高めとなっています。

以上が資料1の概要となります。34ページにはヒヤリ・ハット及び危害の具体事例、41ページから、子供の歯ブラシの安全性に対する意見・要望等について自由意見の一部を内容ごとに分類して載せております。

以上で資料1の説明を終わります。

続きまして、歯ブラシに関する実験結果についてご報告いたします。

こちらはスクリーンを使ってご説明しますが、資料2にも同じ内容が記載されていますので、あわせてごらんください。それでは、スクリーンをごらんください。

実験は、全て国立研究開発法人産業技術総合研究所で実施されました。実験の項目は、子供が転倒したときにかかる力の検証、（２）誤飲チェッカーによる歯ブラシの安全対策の検証です。

まず、子供が転倒したときにかかる力の検証についてご説明します。実験条件は、事故事例の多い子供の年齢の小さいほうと大きいほうということで、1歳、3歳としました。

転倒状況は、座って歯みがきをすることが喉突き事故のリスク低減になるかを検証するため、立位からの転倒と座位からの転倒としました。

この実験では、実際の転倒状況において最も強度が大きい場合を想定し、歯ブラシが鶏肉に対し垂直方向に落下する条件で行いました。

試験品の一覧がこちらです。歯ブラシAは通常タイプの子供の歯ブラシで、ポリプロピレン製と飽和ポリエステル製のものから3種類を選びました。Bはネックが曲がるもので、B1の1種のみです。Cは、歯ブラシの先端部分が柔らかい材質でできているものから3種類を選びました。

なお、A、Bはブラシ部分が植毛されている歯ブラシで、JISや家庭用品品質表示法の対象となる歯ブラシですが、Cはブラシ部は植毛されていないことから、JISや家庭用品品質表示法の対象となる歯ブラシではありません。

Dの実験では、子供が口にくわえる可能性のある日用品は製品が多岐にわたるため、製品ではなく、3ミリ、5ミリ、7ミリの試験片で太さによる違いを比較する実験を行いました。このため、実験条件は最も事故事例の多い1歳の立位からの転倒の条件で実験しました。

試験片がこちらになります。材質は箸などによく用いられているABS樹脂の試験片を用いました。

実験装置がこちらです。上に重り、中間に試験品、台の上に鶏肉を乗せております。1歳児の実験では2.64キログラム、3歳児の実験では2.72キログラムの重りを各年齢の立位、座位の転倒速度が再現できる高さから落下させました。具体的には、立位からの転倒は1歳、3歳とも22.1センチメートル、座位からの転倒は1歳児が9センチメートル、3歳児が7.6センチメートルとしました。

実験操作がこちらです。実験装置に口腔内を模擬した鶏肉を設置し、その上に歯ブラシを取り付けます。その後、各条件の高さから重りを落下させます。試験品が鶏肉に刺さったかどうかを観察し、そのときに鶏肉を乗せた土台にかかった荷重を計測しました。

次に、誤飲チェッカーによる歯ブラシの安全対策の検証についてご説明します。この実験は、3歳児の口腔サイズでつくられている誤飲チェッカーを使用しました。喉突き防止プレートなどの安全具やリング型の持ち手により喉の奥に入らない安全対策を施した歯ブラシの喉突き防止効果を検証するために行いました。また、比較のために通常タイプ、コブ付タイプの歯ブラシについても確認しました。

さらに、コブ付タイプの歯ブラシについて、口を閉じるなどしてコブやつかむ位置が口腔外にあるとき、喉突き防止対策が機能するかどうかを検証しました。方法は、コブの位置を誤飲チェッカーの縁にひっかけた状態で誤飲チェッカーの底に届くか届かないかを確認しました。

実験結果がこちらです。まず、歯ブラシA、B、Cの結果です。刺さるかどうかでは、B1以外は全て鶏肉に刺さりました。刺さらなかったB1の荷重値は200ニュートンから300ニュートンと、刺さった歯ブラシの中にも同じ程度の荷重値のものが見られますが、B1は歯ブラシが鶏肉に接触し、刺さる前に大きく曲がり、その後さらに歯ブラシを押し込むため、大きめの荷重値が計測されています。曲がった後は、鶏肉との接触面積が大きいため、突き刺さることはありません。

また、Cの歯ブラシの中では、C3が荷重値が低い傾向が見られました。C3の歯ブラシは持ち手の一部に弾性のある材料を使用しており、これが衝撃を吸収するためと考えられます。Cの歯ブラシは安全具のついているもので、C1、C2は誤飲チェッカーの実験で喉突き防止の効果があることが確認されました。

次に、子供がくわえる可能性のある日用品を想定した試験片による実験結果がこちらです。どの直径の試験片も鶏肉に刺さりました。また、直径が大きいものほど荷重値も大きくなるという正比例の関係が見られました。

これらの試験片は鶏肉に刺さるときに曲がる現象が見られ、このときに衝撃が吸収されると考えられます。曲がりやすいものほど衝撃が吸収され、荷重値は小さくなり、曲がりにくいものほど衝撃が吸収されにくく、荷重値は大きくなると考えられます。太い試験片は曲がりにくいいため衝撃が吸収されにくく、荷重値が大きくなると考えられます。

鶏肉に刺さった歯ブラシA、Cも同じように鶏肉に突き刺さるときに曲がる現象が見られました。歯ブラシは、ハンドル部とネック部に角度がついている構造のものが多く、衝撃がかかったときに曲がりやすくなっています。多くの歯ブラシの荷重値が5ミリ、7ミリの試験片よりも小さいのはこのためと考えられます。

また、鶏肉に刺さりやすいかどうかは、単位面積当たりにかかる力、応力から判断されます。試験片の断面積で荷重値を割ると、応力は3ミリの試験片が最も大きい値となり、細いものほど刺さりやすいことがわかりました。試験片の大きさに相当する日用品は、3ミリは箸やフォークの先端、5ミリは割り箸、7ミリはストロー付コップのストローなどに当たります。

誤飲チェッカーによる安全対策の検証結果がこちらです。安全具をつけたものや持ち手をリング型にして喉の奥に入りにくくした歯ブラシは、多くのものが歯ブラシの先端が誤飲チェッカーの底に届かず、喉突き防止に有効であることがわかりました。コブ付タイプでは、11種類中3種類が、コブなどの位置が口腔外にあれば、喉突き防止対策が機能することを確認しました。

安全具付の歯ブラシのうち2種類は、安全具の大きさが子供の口腔の大きさよりも小さく、安全具のプレートを含めて口腔内に入ってしまうことが確認されました。また、安全具付では1種類、コブ付タイプでは8種類が、対策部から歯ブラシの先端までの長さが誤飲チェッカーよりも長いため、リスクが非常に高いというわけではありませんが、対策が機能しても歯ブラシの先端が喉の奥に当たってしまうことが確認されました。

実験の結果から、歯ブラシによる喉突き事故を防止するための対策としては、これらの点が有効であることがわかりました。

歯ブラシ自体に衝撃吸収性能を持たせて、喉突きが発生したとしても重篤な障害を負わないようにする対策。

②、歯ブラシ自体を口腔内奥に入りにくくすることで、喉突きが発生しないようにする対策。

③、立位からの転倒は、座位からの転倒よりも歯ブラシによる荷重値が1から2倍高いため、保護者が子供に座らせて歯ブラシを使うように啓発すること。

④、歯ブラシ以外の棒状の日用品で、子供が口に入れる危険性があるものについても、口に入れて立ったり、歩くことは喉突き事故による傷害の原因となるので、歯ブラシと同様に座って使用するよう啓発すること。

以上で実験結果の説明を終わります。

○越山会長 ありがとうございます。この実験は産業技術総合研究所において行われました。後ほど、議事の2の子供に対する歯ブラシの安全対策に関する検討で、アンケート結果や実験結果を踏まえた安全対策について議論していただければと思っております。ここ

ではご質問についてのみまず回答していただければと思います。このアンケート調査と、それから実験結果についてご不明な点とか確認したい点がございましたらお願いいたします。

○大久保特別委員 2点ご質問させていただきます。今回は調査と実験、ご苦労さまでございました。過去、こういうまとまった形でのデータを見たことがなかったので非常に参考になりました。1点は確認、1点のご質問でございます。

今回は歯ブラシの実態ということで、確かに中等度以上の症状をn数で表現されておりますが、特に2歳以降の使用実態のない安全具付のさまざまなものが、使用実態がないところでの通常歯ブラシの為害性についてどのように考えるべきか。起こった事故の数で数えるべきなのか、それとも使用実態の使用率から考えて安全性を考えるかについては、後ほどの安全対策のところで議論させていただきたいので、その考え方について問題提起をさせていただきたいと思います。

2点目。産総研さんの実験で、我々は物をつくっている会社でございますので、単純に分散分析をさせていただいたんですけれど、先ほど最後のまとめでご提案があったところと少し分散分析の結果が違いますので、そちらのデータについてお話をさせていただければと思っております。今回は通常タイプの歯ブラシ、先が曲がるタイプの歯ブラシ、喉突き防止の安全具がついている歯ブラシを比較いただいたんですが、単純に荷重という値でいきますと、残念ながら、安全具対策のものが一番高いというのが分散分析の結果になります。有意差を持ってこちらが高いという状況になっております。2点目ですけど、やはりご提案のとおり、曲がるというのは非常に荷重が分散されて、安全な方向に行くというのはそのとおりだと思うんですけれども、単純に刺さる刺さらないは荷重値だけでは決まらないと思いますので、そちらについてのサジェスションをいただければと思います。

それから、まとめの③でございます。座ることが安全だということに関しましては、特に3歳児の身長が高い方については、転倒時の高さが変わりますので有効だと思うんですが、実は1歳児ですと、分散分析をやりますと交互作用と呼ばれるものが出てきて、座っても立ってもあまり大きく荷重値に差がないということがございますので、本当に座らせることがいい方向に行くのかというのは、今回のデータからは疑問がございます。やはり転倒するということが問題ですので、見守りのほうが大事なのかなと思っております。荷重値だけで言うと、座ることというのは3歳児には有効ですけど、1歳児にはあまり大きな差があらわれていないと考えますが、そこら辺はいかがでございましょうか。

長くなりましたが、以上でございます。

○越山会長 ありがとうございます。最初の質問は、後ほどまた今のご意見を踏まえて検討すればということですね。2つ目といたしますか、後半の部分は、幾つかの実験結果と分析の結果から、このまとめの考察についてのご意見だと思いますが、本件について何かございますか。どの部分からでも結構です。

○安全担当 A、B、Cの歯ブラシについての実験結果で、Cの安全具付のものが最初の刺さるか刺さらないかの実験では刺さるという結果になっていたんですけども、C1、C2の安全具については、誤飲チェッカーの試験で喉の奥には刺さらないということが確認されておりまして、どちらか一方の対策ではなくて、いろいろな方法で安全性が検証できるということが今回の実験でわかったかと思っています。

それから、いろいろ数値の分析結果については大変参考とさせていただきまして、またこれから報告書の素案という形でまとめていくときにいろいろ検証させていただいて進めたいと思います。

実験の結果については、西田委員のほうから補足していただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○西田委員 産総研の西田です。よろしくをお願いします。

今回、非常に短い期間ということもあってなかなか大変だったんですけど、一応こういう結果が出せたかなと思っています。

それで、ご質問にあった荷重云々に関しては、刺さる現象としては、一番大事なのは圧力値。結局、応力集中をするかどうかというところにかかってくるので、そういう意味で対策がされているものは少しいい結果が出ているのかなと思っています。だから、荷重云々で言うと、結局大きな力を吸収しますので、同じような値が出るという結果になっているのかなというふうに思います。

それから、座ると立位の関係については、座っていれば安全というのはなかなか言いづらいなと思います。ただし、立位と座位を比べると、ぶつかったときの荷重値は減りますので、リスク低減には役に立つとは言えるんじゃないか。ただ、刺さらないというのはなかなか難しいかな、限界があるかなと思います。

今回の実験全般に対して言えることなんですけど、厳密に言うと、使っているのは鶏肉だったりして人の生体組織とは違うものなので、刺さらないという保証はやはり難しいということですね。ただ、リスクを減らす効果があるかというところは言えるんじゃないか

と思っていますので、そのあたりが限界ということと、言えることかなというふうに思います。

○越山会長 今回の回答でほぼおわかりですか。よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。アンケート調査の箇所でも結構です。

○櫻井特別委員 今のところのご質問なんですけれども、もともとこれをやられるときに、実験方法を検討していく上でプレ試験のようなことをしながら、西田様のお話ですと、最終的に座位と立位に少しの差が出たら、おもしろいというよりはわかりやすいというふうになっていくのだろうということを多分想定されたと思うんですね。

○西田委員 これは仕様ですね。我々が決めたことではなく、発注内容だったということです。東京都から我々への依頼内容だったということです。立位と比較をするというのは、我々がおもしろいと思ってやったわけではなくて。

○櫻井特別委員 そこには、今回の結果ですと、数値的には違うかもしれませんが、全部刺さるというふうになってしまっていますよね。そこは鶏肉だから難しい部分はもちろんあると思うんです。少し見せていただいたんですけど、西田様の同じような実験で「日経ものづくり」みたいなところへ出されていると思うんですけど、そのときの接触するときのスピードは、たしか1.6メートル/セカンドぐらいが一番ピークになっているということですけれども、今回、リスクを少し高めるといふふうに書いてありましたけれども、その高いスピードでやったと。そのことが全部もしかして刺さってしまった、こんなことはないのかなと思ったりしたんですけれども、1.6でやったときの座位というものは、事前にチェックなんかはされていなかったのでしょうか。

○西田委員 1.5での座位はやっていないですね。今回はとにかく一番典型的な条件で…

…。

○櫻井特別委員 典型的な条件だと、本来は1.6が典型的な条件なんですね。ここに書かれているように。

○西田委員 典型的というか、重症が起きやすいということなので、チャンピオンデータの本当にマックス値を使っちゃうと非常に難しいと思うので、あるパーセンタイルを決めて選んでいますね。まさに選んだということです。その同じような条件下で座位と立位を比べてどうなのかということなので、刺さる刺さらないというのも測っていますが、それだけが大事じゃないと思っていますね。それで、何かメッセージを出すときに少し……。

○櫻井特別委員 そこなんですね。メッセージを出すときに出しやすいのはどっちかとい

うことを考えてという意味です。

○西田委員 注意喚起、製品改善、お母さん、お父さんたちの工夫でやれることを考える上でのエビデンスを出したいということがあって、それで多分座位、それから立位も条件に加えたんだと思います。結果的には両方刺さって、必ずしも座位だから安全とは言えないですよという結果が出たんですけど、それはそれで事実なのでいいんじゃないかと思うんです。

○櫻井特別委員 だから、結果だけを見ると、座位は全然安全じゃないですよというふうに見えてしまいますよね。メッセージとして結果を見ると。

○西田委員 そうですね。だから、座位だから刺さらないということとは言えないです。それは結果からです。

○櫻井特別委員 そこが少し気になったということです。

○西田委員 多分、座位だから安全というメッセージは出さないと思いますね。

○櫻井特別委員 その後は次のほうのステージに持っていくと思います。

○山中特別委員 山中です。今、大久保委員が、1歳だと座っても座らなくてもいい、3歳なら座ったほうが安全と言われましたけれども、「1歳まではよくて、3歳になったら座れ」なんて、そういう指導は実際できないですね。それは非現実的なことであって、1歳、3歳を区別すること自体があまり意味のないことだと思います。

それと、1歳のときに座らせるんじゃなくて見守ることが大切とおっしゃいましたが、我々はいろいろな調査をして、親がずっと見守っていることができないからこういう事故が起こっているわけですよ。実際に子供を自分で見てください。実際の生活では、ずっと見守っていることなんかできないのです。そういうことを言っているから、いつまでたっても同じ事故が同じように起きているのです。

見守ることが大切というのは、こういう事故を検討するときにはあまり意味がない。見守ったことによって事故が予防できたという証拠を示すことはできません。世界中どこにも今までそういうデータはありません。ということで、見守ることよりは製品を変えることを優先しなければいけないというのが我々の考え方です。

○越山会長 今はとりあえず実験の結果とその解釈の仕方なんですけど、議論はこれをどう受け止めてどういう方向でというところにちょっと行ってしまっていますので、その部分は後ほどまた議論させていただければと思います。ほかに、アンケート調査も含めてここだけ聞いておきたいという点はございますか。

よろしいですか。そうしたら、まだ議題、テーマがたくさんありますので先に進めさせていただければと思います。次に、議事の2に入りたいと思います。資料の3、第1回協議会で報告された事故事例についての追加情報、それから資料4は、各団体の取組について、こちらは各団体様のほうからご回答いただいた内容を事務局でまとめたものになります。

それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○安全担当 それでは、資料3についてご説明します。

こちらは、第1回協議会で報告しました国内における事故事例の事故発生状況の分析の追加情報となります。

1ページをごらんください。(1)は、東京消防庁救急搬送事例の時系列変化です。件数は毎年40件前後で推移しています。たびたび注意喚起が行われ、アンケート調査の結果でも事故に対する認知度は上昇していますが、事故の件数は減少していません。

2ページをごらんください。(2)は、第1回協議会で、子供の成長は短期間で変化するため、事故が起きやすい年齢は月齢についても分析が必要とのご意見がありましたので、月齢による分析をしました。細かく分けて傾向を見るとばらつきが多く、傾向がわかりにくいので、6カ月ごとに分析したところ、1歳6カ月～11カ月をピークに1歳0カ月～3歳5カ月までで大きな山があることがわかりました。

特に、3歳5カ月までと3歳6カ月以降では、件数の大きい現象が見られました。アンケート調査でも、ヒヤリ・ハット及び危害経験をしたときの年齢、月齢は同様の傾向が見られたことから、事故の多い年齢、月齢は1歳から3歳前半であることがわかりました。

資料3の説明は以上です。

次に資料4、各団体の取組(案)についてご報告します。こちらは、各団体様よりこれまでのお取組、今後のお取組についてご回答いただいたものです。

1ページをごらんください。全日本ブラシ工業協同組合様では、商品の安全対策としてはJISに基づく品質管理を行っており、独自の取組では、品質推奨マーク制度や組合自主規格の設置など、歯ブラシ及び関連製品の品質向上に積極的に取り組まれています。

歯ブラシの安全対策に関する今後のお取組としては、協議会での調査結果や協議を踏まえてご検討を進めるとしております。

2ページから3ページをごらんください。同組合のサンスター株式会社様からは、これまでの取組として、ハンドルに折れにくい素材を採用、人間工学に基づいた設計、子供用

の歯ブラシでは大人の歯ブラシの規格よりも厳しくなるような運用、衝撃試験、ハンドル疲労試験の安全対策の基準の設定、商品パッケージでの注意表記、事故情報の収集体制といった取組をされています。

また、今後のお取組として、主に安全対策を重視した商品、もしくは従来どおり刷掃性を重視した商品と、それぞれの役割を明確にした商品を消費者に提供できるよう商品のラインアップの工夫。注意喚起では、商品パッケージ以外のツールの活用などのご提案をいただいています。

4 ページから 5 ページをごらんください。同じく全日本ブラシ工業協同組合のライオン株式会社様からは、これまでのお取組として、発育段階別に安全に配慮した製品の開発と提供、注意表記の明記、子供の発育ステージに合わせ適切な製品を選択できる品ぞろえ、口蓋への安全性を考慮したヘッド形状、子供の運動機能に応じた握りやすいハンドル、JIS や ISO 基準に基づく植毛強度に加えて、ハンドルの耐熱性、ネック強度の評価。子供の口腔や歯のサイズを鑑みた形状設定。使用者のみがきやすさと安全性を考慮した柄の長さ、材質の使い分け。あらゆる機会での啓発活動、注意表示の徹底。顧客からの情報の専門部署での一元管理といった取組をされています。

また、今後の取組として、発育段階別に安全に配慮した製品開発と提供、保護者が適切に選択できる品ぞろえ、注意表記をわかりやすく明記する、歯科医師の指導、保護者の見守りの重要性の表示、消費者へ事故の可能性について情報提供、1 歳半健診での啓発活動の継続などのご提案をいただいております。

ライオン株式会社様からは、本日、お席に配付しております資料を提供いただきました。ありがとうございます。

6 ページをごらんください。日本チェーンドラッグストア協会様からは、これまでのお取組では、歯ブラシに限らず事故防止の情報について会員への周知、協力の呼びかけをしていただいています。例として、医薬品の誤飲やボタン電池の誤飲事故防止について取り組んでいただいています。

今後の取組としては、会員企業様の取組例として、資料 4 の最後に別紙資料をおつけしています。2 枚おめくりください。お取組の例として、ベビーコーナーに陳列されている安全対策を施した歯ブラシをオーラルコーナーなど複数箇所に陳列する。イベント会場やお薬相談の中で、子供に対する歯ブラシの安全対策のイベントの開催。メーカー協力のもと、歯ブラシ・歯みがき相談会の開催。コップを作成し、啓発活動を行うなどのご提案を

いただいています。

7ページをごらんください。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会様からは、これまでのお取組では、歯ブラシに限らず、子供の事故防止に向けた取組として、誤飲事故防止啓発冊子の発行、「標準化を考える会」の取組みでは、保育現場での子供服に関する聞き取り調査とJ I S化。教育機関との連携により、消費者のみならず、子供服をつくる側への積極的な啓発。ブラインドのひもについて安全対策を提案。J I S化の動きにつながられました。また今、危険を知らせる音のデザインといった取組をされています。

今後のお取組としては、都が作成するリーフレット等を会員に配布、周知。さらに、各会員がかかわりある子育てサロンや幼稚園、保育所など現場の人たちに情報を発信することについてご提案をいただいています。

8ページをごらんください。全国消費生活相談員協会様からは、これまでのお取組では、歯ブラシに限らず、子供の事故防止に向けたお取組として、本部から全国7支部に対し啓発資料を配布し、各支部では啓発資料を活用し、出前講座を実施。子供の親を対象とした出前講座では、家の中の危険について具体例を示して、注意喚起・啓発を行われています。

今後のお取組としては、都が作成する事故防止啓発リーフレット等を各支部に送り、講座等で周知を図る。消費者に発信できる相談員、講座の講師をする会員への周知が重要とし、各支部に周知した情報から各会員が消費者に対して普及啓発を行うといったことについてご提案をいただいています。

9ページをごらんください。子育てひろば全国連絡協議会様からは、これまでのお取組として、歯ブラシの安全対策に関するものでは、子育てひろばに集まる保護者を対象に子供の事故防止について話す機会を設け、歯科衛生士に話をしてもらったこともあるとのこと。そのほか、子供の事故防止に向けたお取組としては、子育てひろばに集まる保護者に対し、子育ての話の中で事故防止について普及啓発を行われています。また、子育て広場の拠点で活動する人たちを対象とした研修で情報提供を行われています。

今後のお取組としては、地域の子育て世代向けのフリーペーパーに歯ブラシについての特集を働きかけることをご検討いただいています。また、子育てひろば主催の研修で事故防止に向けた情報提供、メーカーや医療機関と連携して実際の商品を使ってワークショップなど、具体的な取組が必要と考えられています。

これらのご提案をいただいております。

また、本日、早川委員より、日本小児歯科学会のお取組について資料のご提供をいただきまして、お席に配付しております。日本小児歯科学会様では、学会内の歯科医療従事者に対し事故の実態を周知するため、歯ブラシ事故撲滅のチラシ配布を開始されています。日本小児歯科学会様のお取組につきましては資料としておまとめして、第3回の協議会でご報告させていただきます。

資料、各団体の取組（案）についてのご報告は以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

続きまして、7月25日の第1回協議会での意見に加えて、この間、各委員から課題や対策に対するご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。各委員からのご意見に加えてアンケート調査や実験結果を踏まえて、資料5、「子供に対する歯ブラシの安全対策」に係る現状と課題、そして資料6、今後の取組案を事務局にまとめてもらっております。これらについて事務局から引き続き説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安全担当 それでは、資料5と資料6についてご説明いたします。

資料5と資料6は、第1回協議会の結果、また第1回協議会の後、委員の皆様からいただきました意見とご提案、それにアンケート調査結果、実験結果を踏まえて、現状と課題、今後の取組案をまとめたものです。

資料5、「子供に対する歯ブラシの安全対策」に係る現状と課題をごらんください。1ページから3ページに概要をまとめております。こちらに沿って進めさせていただきます。

まず、事故の発生状況と歯みがきの実態についてです。都が把握した事故事例337件のうち、入院を要する事例は61件あり、歯ブラシが口腔に突き刺さると重症な事故につながる可能性があります。事故の多い年齢は、事故事例は1歳、ヒヤリ・ハット危害経験は2歳が最も多く、どちらも1歳から3歳前半までの件数が多くなっています。このため、1歳、2歳、3歳前半の年齢について安全対策に重点を置く必要があります。

受傷原因では「転倒」が最も多く、ほかに「ぶつかる」「転落」となっています。

ヒヤリ・ハット、危害が発生した場所は、「居間」「洗面所」「寝室」の順で、各場所において事故につながる要因があると考えられるため、場所ごとに具体的な注意喚起が必要です。

ヒヤリ・ハット及び危害経験の際に使用していた歯ブラシについてですが、「通常タイプ」が最も多く、次いで「コブ付」「安全具付タイプ」でした。「安全具付」「仕上げ

用」「持ち手リングタイプ」では、けがをした事例はありませんでしたが、安全対策を施したものでもヒヤリ・ハットの事例が見られました。

普段子供が使用している歯ブラシは、「通常タイプ」が87%と最も多くなっています。多く使用されていることから、ヒヤリ・ハット及び危害経験とも「通常タイプ」の件数が多くなっていると考えられます。

事故事例の多い1歳、2歳、3歳前半は、歯みがきの生活習慣づけを始める時期ですが、子供自身がする歯みがきは清掃効果が不十分であり、保護者による歯みがきが必要です。

資料では「しつけ」という言葉で書いているんですけども、注意を理解することができない年齢で「しつけ」という言葉は適さないというご指摘がありましたので、今後、日常生活の習慣づけということでまとめていきたいと思っています。よろしくお願いします。

次に、歯ブラシの使用実態では、喉突き防止対策を施した歯ブラシを使用している割合は1歳でも3割にとどまっており、2歳以上では9割が「通常タイプ」を使用しています。

2ページをごらんください。保護者による仕上げみがきで使用する歯ブラシは、約8割が子供が使用する歯ブラシを使用しています。このため、事故の危険性の高い1歳、2歳、3歳前半では、消費者に対してより安全に配慮した商品を選択するよう、事故の危険性について具体的に注意喚起していくとともに、商品側の安全対策の強化も必要です。

また、事故の危険性の高い1歳、2歳、3歳前半の子供が使用する歯ブラシは、安全性を優先させ、清掃効果は保護者の仕上げみがきで補うためには、子供が使用する歯ブラシと保護者の使用する歯ブラシを使い分ける必要があると考えられます。

次に、歯ブラシの安全対策の現状です。喉突き防止の安全対策を施した歯ブラシには、安全具や持ち手をリング型にするなど歯ブラシが喉の奥に入らない形状にしたもの、持ち手に喉の奥に入れ過ぎない目安となるコブをつけたもの、一定の力がかかると曲がるものなどがあります。

喉の奥に入らない形状のものは、安全性は強化されていますが、歯ブラシとしての清掃効果が低くなります。コブ付タイプは、安全具付に比べると歯ブラシは動かしやすく、みがきやすくなっていますが、喉突き防止の効果が低くなります。

歯ブラシは、安全性と清掃効果をどの程度重視するかが課題となっています。このため、事故の危険性の高い1歳、2歳、3歳前半は安全性を優先した喉突き防止対策を施した歯ブラシを使用し、清掃効果については保護者の仕上げみがきで補うことが望まれます。

また、歯ブラシの対象年齢は、現状では1歳半から5歳など幅の広いものがありますが、

事故の危険性の高い1歳、2歳、3歳前半について安全対策を優先する必要があるため、対象年齢の幅を狭くして、年齢に応じた安全対策をしていくことが必要です。

安全対策として、歯ブラシの形状変更が伴う場合は金型の変更など設備投資が必要となるため、中小の製造事業者様では早急な対応が難しいことも考慮する必要があります。

歯ブラシの注意表記については、現状はパッケージの注意事項は商品によって異なり、注意表記のないものや喉突き事故の危険性についても記載している商品もあります。消費者が注意表記を確認している割合が高くないため、子供の喉突き事故の危険性が消費者に確実に伝わるよう、子供用の歯ブラシには注意表記を必ず表示するとともに、目立つ表記にするなどの工夫が求められます。

次に、安全基準です。現在、歯ブラシについて家庭用品品質表示法やJ I S、業界団体の自主基準には子供の喉突き防止について規定された項目はなく、各製造事業者が独自に安全対策を講じています。歯ブラシに関する子供の事故を防止するためには、消費者の注意喚起はもとより、商品側の安全対策の強化が必要です。

各製造事業者の創意工夫による取組のみならず、業界自主基準やJ I Sなどにより子供用の歯ブラシの喉突き事故に関する安全基準を設け、安全に配慮する点を事業者の共通認識とすることにより、商品の安全対策が強化されることを期待されます。

歯ブラシを喉に突き刺さらないようにする、または、喉の奥に入り込まないなど製品の安全性の強化に向けた事項と注意事項を必ず表記することを盛り込んだ安全基準の策定が望まれます。

事故に対する認識では、ヒヤリ・ハット及び危害経験が起きた理由は、保護者の不注意、指導不足と考える保護者が多くなっています。事故防止のためには保護者の見守りは重要ですが、データでも示されているように、親の見守りだけでは事故を防止することには限界があるため、安全対策が施された商品を使用するといった対策を同時に進める必要があります。

また、ヒヤリ・ハット及び危害経験について9割以上がどこにも報告しておらず、事故の情報が販売店や製造事業者には伝わりにくい状況があることから、同様の事故を防止していくためにも、事故の報告の重要性を消費者に呼びかける必要があります。

事故についての認知度は上昇していますが、まだ事故について知らない保護者もあり、また、親の世代は入れ代わっていくことから、引き続き注意喚起を繰り返していく必要があります。

また、事故の件数は減少傾向が見られないことから、商品側の安全対策の強化と消費者側に対しても事故防止の行動に結び付く具体的な注意喚起が必要です。

資料5の説明は以上です。

続きまして、これらの現状と課題に対する安全対策の取組として、資料6、「子供の歯ブラシの安全対策」に係る今後の取組案についてご説明いたします。資料6をごらんください。

まず第1、商品等の安全対策等として、歯ブラシの安全対策の強化と安全基準の強化を挙げております。歯ブラシの安全対策の強化は、さらに歯ブラシ自体の安全対策の強化、パッケージ注意表記の強化に分けて記載しております。

歯ブラシ自体の安全対策の強化として、歯ブラシの改良では、事故の多い1歳から3歳前半を対象として、喉突き防止の安全対策を強化すること。清掃効果については、保護者の仕上げみがきで補うこと。また、喉突き防止の対策としては、実験結果などを参考とし、例えば歯ブラシ自体に衝撃吸収性能を持たせる。歯ブラシ自体を口腔内奥に入りにくくするなど挙げております。

また、対象年齢の設定の見直しとして、事故の危険性の高い1歳、2歳、3歳前半について特に安全性に配慮する必要があることから、対象年齢、月齢の幅を狭くして、年齢に応じた安全対策を実施するとしております。

パッケージ注意表記の強化では、全ての子供用の歯ブラシに注意事項を表記する。わかりやすく目立つ表記にするなど工夫する。特に低年齢・低月齢の商品には取り扱いの注意事項のみでなく、歯ブラシによる子供の喉突き事故の危険性についても着実に伝わるよう表記するとしています。

2ページをごらんください。安全基準の強化では、歯ブラシに関する子供の事故防止のためには、消費者の注意喚起はもとより、商品側の喉突き防止対策の強化が必要であると、これまでの各製造事業者の創意工夫による取組のみならず、業界自主基準やJISなどにより子供用の歯ブラシの喉突き事故防止に関する安全基準を設け、安全に配慮する点を共通認識とすることにより、商品の安全対策を強化としています。

具体的には、歯ブラシが喉に突き刺さらないようにする、または喉の奥に入らないなど、製品の安全性の強化に向けた事項を基準に盛り込むとともに、喉突き事故防止に関する注意事項を必ず表記することを盛り込むとしました。

また、子供の歯ブラシには、ブラシ部が植毛でなく成形されたものもあり、これらには

現行の J I S は適用されないため、こうした植毛されていない歯ブラシについても安全基準が求められるとしました。

第 2、消費者の安全意識の向上では、まず 1、消費者への積極的な注意喚起ですが、こちらは、本協議会の目的から、特に製造事業者様及び製造事業者団体のお取組として項目を設けております。消費者の使用実態を踏まえ、消費者の行動に結び付く具体的な安全対策の情報提供のほか、消費者にとってわかりやすく浸透しやすい注意喚起を積極的に行うこととしております。

次に 2、消費者の行動に結び付く具体的な注意喚起ですが、こちらは国、都、製造事業者団体、製造事業者、流通事業者、販売事業者、消費者団体、子育て支援団体、あらゆる主体によって消費者に注意喚起していく具体的な内容をお示ししております。

主なものとして、安全対策を施した歯ブラシの事故防止効果について周知し、特に事故の多い年齢である 1 歳から 3 歳前半に対して使用を呼びかける。安全対策を施した歯ブラシであっても、使用する際は保護者が見守りを心がける。歯ブラシだけでなく、日用品についての注意啓発をあわせて行うなどを挙げております。

次に 3、消費者への効果的な普及啓発ですが、こちらはあらゆる主体から消費者へ注意喚起していく具体的な方法や手段についてお示ししております。主なものとして、親の世代は入れ代わっていくことから、注意喚起は繰り返し継続する。乳幼児健診の機会、妊産婦健診、父親・母親教室など出産前の機会を活用する。地域の歯科医師会、小児歯科学会を通じた注意喚起などを挙げています。

次に 4、消費者が安全な商品を選択できるよう販売時における広報は、流通・販売事業者団体の取組を挙げております。事故防止啓発リーフレット等を売り場に設置、購入した消費者に直接配布、店舗や通信販売サイトに事故防止啓発の広告の掲載を挙げています。

次に第 3、事故情報の収集と活用体制の整備についてです。まず、業界としての相談窓口の周知徹底と事故情報データの活用です。こちらは、製造事業者団体、製造事業者、流通・販売事業者団体が主体となって取り組んでいただく事項としてお示ししております。

子供の歯ブラシの事故情報は、ヒヤリ・ハット経験を含め、報告や相談がされにくく、商品の改善や基準の改定につながりにくいことから、製造事業者団体は、事故情報をはじめ、商品の安全対策に係る情報を広く受け付ける窓口についてさらなる周知を行うとともに、受け付けた情報の共有や活用の仕組みを整えていく。

事故について、消費者の意識不足や誤使用や不注意とするだけで終わらせず、収集した

情報を商品改善につなげ、安全性の高い商品の普及に努める。事故情報の収集は継続的に
行い、商品改善の効果について定期的に検証することで、さらなる事故の未然・拡大防止
につなげていくことを挙げています。

2、更なる安全対策に向けた事故情報の提供と効果検証への協力では、都や国の取組に
ついてお示ししております。協議会報告の提言を受けて行った歯ブラシの安全対策の効果
検証を行っていくこと。製造事業者団体等に対する事故情報の提供や商品改善等の効果検
証に資するデータの提供などを積極的に行うこととしています。

資料6のご説明は以上です。

○越山会長 ありがとうございます。現状と課題という整理の部分と、それを受けての今
後の取組を通してまとめた部分を説明していただきました。まず最初に、資料5の現状と
課題の箇所について、資料4までの部分を整理していただいたような格好になると思いま
すが、この部分について、まず最初にご質問やご意見等があればいただければと思います。
資料5の「子供に対する歯ブラシの安全対策」に係る現状と課題の箇所ですね。お願いし
ます。

○岸邊特別委員 日本チェーンドラッグストア協会の岸邊と申します。

今回、東京都様でやっていただいたアンケートと実験を事前に見させていただきまして、
かなり考えさせられるものがあったのかなと思います。弊社を含めて日本チェーンドラ
ッグストア協会の参加企業は調剤併設を含めたドラッグストアがメインですので、消費者の
皆様の75%ぐらいがドラッグストア関連、薬局関連のところからご購入いただいている
ことになりますので、そういったところを踏まえていろいろとご提案という形でしたいと
思います。

先ほど紹介のあった取組事例に関しましても、この資料を見させていただいたら、逆に
反省に変わってしまったというぐらいのものだったので、その辺のお話も含めてなんです
が、消費者というか、個人的な意見も入ってしまうかもしれませんが、実際消費者
の方の立場で物を考えたときに、このデータ資料等にもあるんですが、情報伝達といった
ものが、テレビ媒体とか、インターネットニュースとか、事故に関して書いてありました
けど、商品に関してもそういった情報が大部分だと思います。その中で、例えば街の催し
物の中でイベント的に啓発をしても、6%ぐらいしか実際は聞いてもらえないというか、
周知がされないということであれば、極論で申し上げますと、やっぱりテレビ媒体を使っ
た啓発ができないかということです。

一例で申し上げますと、うちも子供がいるので、アニメ番組の「ドラえもん」だとか、「クレヨンしんちゃん」とかのテレビが始まる前に、基本的に今、「テレビは明るくして離れて見ましょう」というような啓発をしています。極論、そういったところに差し込む。

歯ブラシに関して、この資料を見る限りで言うと、先ほどから議論で出ていましたけど、立ったとか、座ったとかいろいろな話がありますけれども、千差万別にわかりやすく伝えるのであれば、実際事故が起こっているのは、転んだとか、遊んでふざけて動いていたときに事故が起こっていると思いますので、やっぱり親御さんの近くで動かないで歯をみがけばいいのかなというところの何かうまいキャッチフレーズで、「歯みがきはお母さんのところで座ってしっかりみがきましょう」とかそういう啓発ができないか。あとは、メーカー様のCMの歯ブラシのぶら下がり広告とか。特にアニメ番組のときに差し込めるのであれば、そういった内容のお話を入れてもらえれば、少なからず周知ができるのかと。

例えば、親御さんの見守りのお話の中でもございましたけど、実際見守り切れないところとか、いろいろな意味でお互いに甘えがありますので、親が注意をしてもそれに甘えて逆にふざけるとか、いろいろシチュエーションがございます。そういったときによく使う手が、第三者、要は、子供から見ても甘えられない人の注意だと従ったりとかする。同じように、子供の目線で言うと、子供のカリスマ的な好きな人、先ほどから出ているドラえもんなのか、アンパンマンなのか、そういったキャラクターが注意をすると、少なからず子供が素直に聞いてくれるところもございますので、そういった子供目線で動かないような形で歯をみがけるみたいな注意喚起ができるのが極論であるのかなと思います。

それと、リーフレット等だと、日本チェーンドラッグストア協会にもボタン電池等を含めていただいている資料に関して、例えば3枚つづりの資料よりは、先ほど言っているようなキャラクターが、短冊形の1枚のみでいいかと思います。表面にドラえもんがそういう啓発をしている紙を描いて、裏面に実際的に起こっている事故事例を書くとかですね。

アンケートにあるように、親御さんの9割が既に歯ブラシの事故の認識があるのであれば、別にそこを今さら提案するというよりは、どういうシチュエーションで一番事故が多かったのか。先ほどから出ているように動いていてそうなったわけですから、居間であろうが、洗面台だろうが、寝室だろうが、やっぱり動いていてそうなったという啓発を、そういったところに事故の8割があります。と書いておけば見やすいのかなと。

また、そういう1枚冊子の方が3枚冊子よりは印刷に関しても多く刷れると思いますので、それを今まで以上に多くいただいて、子供用の歯ブラシご購入の際に必ず袋と一緒に

入れるとか、例えば、歯ブラシに巻き付けて販売するとかは、チェーンドラッグストア協会のドラッグストアであれば、お客様に対してのサービスに関してはかなり鬼気迫って考えているところがございますので、そういったところの協力に関してはできるのではないかと考えております。以上です。

○越山会長 ありがとうございます。非常に効果的な方法かなと思われるものが随分たくさんあったと思います。ほかに何かございますでしょうか。

○鈴木委員 爆弾的な発言になるかもしれませんが、テスト結果から1歳から3歳半までというのがデータに出ております。安全性に配慮した商品については突き刺さり度が低いし、力も加わりにくいという結果もあります。大手メーカーさんのご意見等を見ますと、安全性については今後も重視したいという考えはわかりますが、いろんな細分化した商品をつくるよりも、3歳半まで、もしくは4歳までは安全性で突き刺さりの本当に低いものしかつくりたくないと言った考えはないのでしょうか、安全性重視の方向性というのはいできないものなのでしょうか。

例えば、アンケート調査で皆様の購買の傾向、選び方は、ヘッドの大きさ、価格、キャラクター、適用年齢、握りやすさ、毛の硬さという品質でまず選んでいます。メーカーとかデザインとかはその次に来ていますので、子供の安全のためには安全性を重視する方向性というのはい考えられないのでしょうか。お店に行くと、選びにくいんです。ならば、4歳までは安全性を重視した商品だけなんですよという発想の転換というのはい無理なのかなと、私たち消費者から見るとそんなふうに感じます。

今、親が1歳の子に歯ブラシを与えて歯を磨いているかというのと、磨けないと思います。何のためかというのと、習慣性を養うためじゃないかなと思うんですね。その辺は子育ての松田さんのほうがよくわかると思います。習慣づけるために持たせることが多く、みがくというよりも習慣性かなと思っています。危険は3歳半というデータも出ています。つくる側も、できましたら安全性重視の方向性を考えられないものなのでしょうか。申しわけありません。使うほうからの視点です。

○小野特別委員 キッズデザイン協議会の小野といいます。

お母さん方への注意喚起ということもありますが、子供の安全性を見ていくときに、子供の発達障害を小児科の先生が見ていくのに使われるデンバーⅡという記録票があります。その中には、一人で歯みがきするようになるのは3歳になるかならないころからで、75%ぐらいができるようになるのは4歳を過ぎてからという表記があります。

また、今回改正されましたけれども、ISO/IECの子供の安全指針をうたっていますGuide50では、3歳から10歳までの子供は因果関係及び自分に起こり得るリスクについて理解する感覚が十分発達していない。そして、この段階の子供はしばしば自分を無敵であると感じているというふうに記載されています。

つまり、3歳未満の子供はほとんどなぜ何々をしてはいけないのかを考えることができない。そこまで脳が発達していないというふうに見るべきだと思います。しかしながら、一方で体の発達は目覚ましく、1歳前後から歩けるようになりますし、1歳半を過ぎると走り回ることができる。2歳になるとジャンプや幅跳びもできるようになります。

このような子供に5歳とか6歳の子供と同じように、保護者が叱りつけたり注意したり、しても、またせっかく親御さんに注意喚起をして子供に怒ってもらっても、あまり効果的ではないと思います。むしろ、世の中にはチャイルドロックという考え方がありますが、子供には、通常歯ブラシとして大人が使っているものに求めている機能はもたせない、あるいはその機能をもった歯ブラシは使わせない、そういう考え方のほうがリスクを減らすことができるんじゃないかと考えます。

○越山会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。

現状と課題の話と、その後の今後の安全対策についての部分が合わせてご議論いただいております。今の段階であまり区分しなくても、まずは現状と課題についてのご意見でも結構ですし、それを踏まえたさらなる安全対策のご意見についても結構です。5と6を通してでも結構ですので、ご意見をいただければ幸いです。

○櫻井特別委員 今回、東京都さんで大きな調査をせっかくしていただきましたし、この東京都さんでやっていただいた調査と、あるいは産総研さんでやっていただいた実験が一つのある意味の変化点だったわけですから、いかにこの情報を活用できないかということをお私としては考えながら、この資料の結果を見せていただいたわけなんです。

きれいにまとめていただくがゆえに、もしかしたら私自身が理解できていない部分もあるかなと思って、少し細かい部分も見直したんです。それは、事故が何で起こったんだろうということを、アンケートを答えてくれた人の言葉がどんな形で書いているのかということをお少し見てみたんです。

そうすると、ケースとしてはたくさんあるわけではないので、20件ぐらいだったと思いますから、このことをどう考えるのかということを見ないといけないと思うんですけど、先ほどの産総研さんの結果とは違って、座っていて起こったというのはいないですね。さ

つきは座っていても全部刺さるじゃないかという話だったんですけれども、座っていて起こったケースは全然ないんですね。一方、ずっと見守っているんだけど起こったケースってあるんですね。それは何かというと、先ほど言われたように、子供さんが立っているときにはこちらが予想しない動きをする。こういうことに基づいて起こっているんだなど。

一方、ここからは私の少し推測が入りますが、座っていると、そこから立たないと何かできない。あるいは、座っているときには少し不安定みたいなことがあるのかもしれませんが。産総研さんの実験では全部垂直に当たるという条件でやっていたわけですがけれども、頭が低い位置にあって不安定になってくると、床に座っている人が30%、立ってみがいている人が40数%、現状はこんなだったと思いますけれども、横に倒れたり、あるいは小さいお子さんだったら後ろに倒れるのが一番多いですよ。でも、前は結構倒れにくいんですね。

事故が起こっているのは全部立って、走っている、ぶつかる。だから、ブラシが極めて90度に近い形で突かれています。こんなことが起こっていますから、実際に親御さんとして何を指導したら一番効果につながるのかということ、この実態の結果だけを見ると、床に座らせたなら、結構そのところは見守るときも見守りやすい。こんなことがあるんじゃないかなということが私自身としての考察なんですけれども、そんなことを少し実際に起こっているケースから導いていかないと、このときにはこうなさい、これもあれもだめです、こういうことも指導してくださいと言われても、先ほどの話じゃないですけれども、お母さん、お父さんはそんなにたくさんの情報を子供にできない。

じゃ、簡単にできて、効果的なことは何なのか。これを言わないと、きっとそこの変化は起こらないんだろうなというふうに考えると、そんなことが1つあるのかな。そういう意味で、先ほどの結果が少しそこに近づくと何らかの形で引用がしやすいんだけど、そんなことを少し思ったので、先ほどそんな質問をさせていただいたところなんです。○越山会長 今のご意見は、歯みがきをする姿勢の指導、またはそれが事故を回避する方法なんですよということを御社または組合、業界団体様のほうで提案していくというものです。それが櫻井様のご意見なのか、業界のご意見としてなのか、ちょっとその辺がよくわからなかったの。

○櫻井特別委員 あくまでこれをいただいたのは数日前の話ですから、これを見て表面的なまとめだけではなくて、中身を見たらそういうことが見えるのではないですかという皆さん方に対する問いかけで、それを皆さんがどういうふうに思われるかが非常に大事で、

そこの意見一致がとれば、私ども業界としてもそういう方向は考えるべきじゃないかなというふうには思います。

○越山会長 実際の歯ブラシの現場でどこまで可能なのか、それから販売時点、または製品供給時点でどこまで可能なのかという前向きなご意見がいろいろ出ていますが、先ほど早川委員から歯科学会のほうで実際にご指導されている分野のお話もありました。補足の何か説明、または実際の小さなお子さんの歯ブラシ指導の現場で、今出ているご意見などについてお考えの部分があるかと思います。急に振って大変申しわけないですが、よろしければ。

○早川特別委員 小児歯科学会・早川でございます。

まず今回の資料ですが、まずまとめていただいてすごくいいものができるんだということを考えております。学会としては代表が協議会に参加し逐次現状がわかってきたわけですから、最終的な提言をまとめるまで行動せず待ってられないのが現状です。学会として自分ができることは何でもやろうということで、ちょうど秋は学会シーズンだったものですから、学会理事長と相談いたしまして、大急ぎでこんなような注意喚起チラシをつくり学会員に配布しております。

今、皆様のご意見やらアンケート調査を見まして、私自身、アンケートを信用していないわけではないんですが、親御さんたちがこういう歯ブラシ事故が起こることを知っているというところに関しては非常に疑問に思っています。アンケートだから知っているところにまず丸がついてしまったのではないか、まさかこんなに重大事故が起きているとはまず考えていないだろうと思われまます。

口の中というのは、はっきり言うともものすごく汚いところなのですね。ですから、汚いところをみがいた歯ブラシがもし体の中に入ってしまったときには、確実に重篤な症状になります。わかりやすく言いますと、ある外科の先生がおっしゃっていたのは、人間にかまれた傷が一番汚くて治りにくいということなのです。自分たちにすぐできることは何か、それは啓発ということになります。歯ブラシの使用方を説明する一番近い立場におりますので、できることは何でもやってやろうというふうに今考えております。

それから、安全対策を施した歯ブラシしかつからないほうがいいんじゃないかというご意見がございましたが、こちらにも何か所か書いてありましたけれど、安全対策を施したもののというのは、はっきり言うと清掃性は二の次三の次になってしまうので、親御さんの仕上げみがきは安全対策を施したものではどうしてもきれいにならない。ですから、そこ

の明確な使い分けはまず必要だろうということ。

それから、小野先生がおっしゃった意見は、ある部分ではものすごく賛成なんですけれど、3歳のときに第1反抗期があります。それ以前の子供はやはりわからないんです。随分前の統計が新聞に載っていたのですけれども、2歳半から3歳の子供が一番折檻されてしまうという、それぐらい親にとってわからない時期の子供たちなんです。

ということは、そういう子たちに例えばフォークを持たせて走り回りそうになったら親はとめるけど、果たして本当に歯ブラシを持って走り回る子供を親はとめるだろうかとこのころに、このアンケートの「知っている」という数字に大きな疑問を感じています。これは、私たちができることとしてやはり止めたいと考えております。

それから、最終的には、41ページと42ページに親御さんからの要望・意見というのがあろうと思うのですが、いろんな業種の方がここにお集まりなので、この中で自分たちとして何ができるかというところをお考えになって發揮していただければ、かなり有効策があるんじゃないかなと思うのです。

当然僕らは業界じゃありませんから歯ブラシをつくることはできませんけれども、一番近くに寄り添っている人間ですから、声を大きくして「一人みがきは3歳までは危ない」という役割と私は思っています。自分たちが何ができるか。その中で一番いい提言がまとまればいいなと思って、先ほどから皆さんのご意見を伺っておりました。

○越山会長 ありがとうございます。1件、私から質問なんですけれども、ご提出いただいた資料に、添付ファイルを縦にA4で印刷していただいて、配布してくださいという箇所があるんですけれども、これは最後のページの半分紙のことなんですか。

○早川特別委員 申し訳ありません。用紙を半分に切つてとは、印刷時にはA4で2枚分あるものを皆さまには既に切つて半分だけお出ししております。用紙の使い方についての説明書きです。

○越山会長 ありがとうございます。ほかにまだいろいろご意見があろうかと思えます。ご意見を賜ればと思います。

○生活安全課長 ちょっと補足です。先ほど、立っている、座っているの事例ということでお話をいただいたかと思えます。実は第1回目の協議会の資料をお手元に置かせていただいておりますけれども、そちらは私どものほうで把握した救急搬送事例または受診事例で、第1回目の資料2の17ページになりますけれども、そちらでは一応座っていた事例も把握はしておりますので、念のために申し添えさせていただきます。

○越山会長　そうですね。出ていますね。多くはないですけど、1歳児でカウントされています。ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。お願いします。

○松田特別委員　子育てひろば全国連絡協議会の松田です。

0、1、2歳が中心なんですけど、全国に8,000カ所拠点があって、そこで在宅で親子とよくかかわりがあるという団体です。今は働いている方も多いので土日に開設しているところも多く、もともと保育園、幼稚園に行っていない世代のお子さんと親御さんにかかわることが多かったんですが、今は全ての家庭に日常的にかかわっています。イベントとか、講座とかということよりは普段毎日来るような場所です。

そこでやっぱり実感しているのは、歯みがきについては、そろそろ始めなくてはとか、習慣づけをさせたいのでどんなものがあるのかなというところからの発信が多く、質問も大変多くなっています。今も相談事業が始まっているんですけど、歯みがきの事故予防についてまではいかないんですけど、歯みがきをどうしたらいいかという単純な質問から始まる相談が多いです。なので、逆に言うとすごくチャンスで、危ないと思うから勉強するというよりは、歯みがきそのものをこれからどうやってずっと人生やっていくかというところの最初に何かいい取組の入れ方がないかなというのをいつも感じています。

先ほどのデータは、本当に短い間にたくさんまとめていただいてありがたかったんですけど、みがいている場所がリビングというのがすごく多い。そうすると、たとえ座ってやっても、その後、口をゆすぎに洗面所に行くときに転んだりするようとか、座って立つという行為もあるし、なかなか座っているときは安全とは言い切れないと思っているので、両方注意が要るなということを感じています。

小野先生がおっしゃっていましたが、事故があることを伝えるということ自体が今はまだ難しい。ただ、割り箸の事故なんかは結構衝撃だったので、お子さんがいなかったときにもその事故を見聞きされていて、今年生まれましたみたいな親御さんでもその部分をご存じで、長い棒を口の中に入れるのは危ないという認識はあるかなと思っているので、そこを歯ブラシと結び付けることはもっとやらないといけないということ。

事故が起こりにくいみがき方を指導するとか啓発するということはもちろんなんですけれど、どんなみがき方をしても起こらないという商品はやはりきちっと目立たせていただきたいということは感じます。どれを選んでいいかわからなくてキャラクターで選ぶよりは…。これは絶対安全ですとは言えないんです。もちろんそうなんですけれど、習慣

づけの中では、自分が持っていて安心ということで商品をつくっていただかないと、私たちはさらに素人なので、それはわからないというのが現実かなと思っています。

啓発とか親の責任というのは、自分たちもそういうふうに言います。見ていなかったのと。データにするために本当はお知らせをしていけばいいんでしょうけれど、やはり自分が起こしてしまったというところで隠す傾向がもちろんありますし、それをデータにしていくという発想そのものも伝わっていないので、自分の責任とって閉じ込めて終わってしまう。

特に母親ですけれども、母親の責任ということでメディアで周知されてしまうとちょっと厳しいなということと、解決にならないと感じますので、わかっているにもかかわらずその結果がこの事故なので、できれば商品のほうを安全にということで、ボタン電池のときもそうだったんですけど、たとえ口に入れても大丈夫なものをつくっていただきたいと思っています。

○越山会長 ありがとうございます。よくわかりました。

○釘宮委員 NACSの釘宮でございます。

まず、ヒヤリ・ハットの事例が1,000人中160人ということで16%です。1件の重大な事故の背後にはヒヤリ・ハットの件数が300あるというハインリッヒの法則もありますので、ぜひ安全対策は必要ではないかとの結果から思った次第です。

事故があることも、それから重症事例があることも67.7%の親御さんは知っていらっしゃる。歯みがき中歩くなど移動させないということも59.3%の親御さんは気をつけようと言われている。ですけれども、やっぱり子供は常に動き回るし、見守っていようと思っても、どうしてもちょっとした隙ができてしまう。注意していてもけがをさせてしまったということになると、それは親の責任だ、保護者が目を離してしまったのが原因だと思ってしまう親御さんが多いということが、アンケート結果にあらわれているんじゃないかなと思うんです。

これまでメーカーさんもお客様からのいろいろなお声に真摯に耳を傾けられて、いろいろな商品の工夫をされていらっしゃると思うんですけれども、親御さんが自分の責任だと思わないので、メーカーさんのほうにはこういう事故はなかなか伝わってなかった部分が今まではあったのだろうなと思います。

私どもは、JISとかの会議に出させていただくこともあるんですけれども、JISというのは法的な規制ではありませんので、自主的にこういう基準をつくって、業界でその

基準を守っていこうというものですので、非常に緩やかな中で安全性を確保していくことができる。そういう施策というふうに思っています。

今、消費者庁が中心になって、消費者志向経営を推進していこうという動きがありますがけれども、先進的な動きということでこういう安全対策にぜひ取り組んでいただいて、子供の事故が少なくなることを願っております。

○越山会長 ありがとうございます。ここでちょっと座長のほうから質問で大変申しわけないですが、先ほどから座っているの事故の結果についていろいろご意見があります。私は、立っていた場合と座っていた場合を実験の要素として入れたのは、高さのリスクの違いがあるからという比較データかなという理解を持っていました。座っていて前向きに歯ブラシを持っていて、倒れて喉を突くという状況がちょっとよくわからないところがあるんですけども、この辺はどういうことなのか、もしよろしければ、山中先生、教えていただけませんか。

○山中特別委員 子供は、座っていても前に倒れたり、後ろに倒れたりする。あるいは上の子が押したりとか、幾らでもそういう状況は起こるわけですから、座っていても同じことが当然起きると思います。

○越山会長 それは、お母さんの膝の上で磨いてもらっていて倒れるわけではなくて。

○山中特別委員 ほかの子がどんとぶつかってきたりすることもありますし、子育ての現場だったら、座っていても前向きに倒れるようなことは起き得ると思います。

○越山会長 十分起き得るということですね。わかりました。

すみません。私のほうから質問してしまいました。フリートーキングとしてほかに何か。

○小野特別委員 キッズデザイン協議会の小野です。

論点をちょっと整理したいんですが、子供用の歯ブラシというのは、店頭を見ましても対象年齢を明記しているものがあまりなく、表記があってもまちまちで、消費者にわかりづらくなっているんじゃないかと思います。通常、年齢で見たり、サイズで見たりして、さまざまな商品を選ぶときのインデックスがありますが、歯ブラシに関してはあまりないように思います。あっても0歳から6歳と幅広くとっていて、一律に子供を同じに見ているのかなと疑問に思うようなものもあります。

その中で、先ほど早川先生のお話にもありましたが、2歳を過ぎてくるとイヤイヤ時期があって、その中に子供が遭遇したときに、持ちたいと思う要求を拒んだりすると、かえって子供のイヤイヤが増長してしまうことがあります。しかし、そういう頃に大人に必要な

な歯ブラシとしての清掃性、刷掃性が必要なのでしょうか。

子供にはごくごく自然に歯ブラシ習慣が楽しくできて、大人になってもやろうという気持ちで3歳くらいまでに醸成されればよいと思います。むしろ、それを目的にした歯ブラシに特化したほうがいいんじゃないかと思います。大人に求めるようなものは仕上げみがきのほうに特化していただいて、親がきちんと口の中を清掃していただく。そういうふうにはきちんと分けたほうが消費者はわかりやすいんじゃないか。そのことを啓発していったらどうかと思います。

今のように一律注意しましょうというのではなかなか功を奏さないと思います。特に、早川先生は疑問に思っただけですが、今回の子供の歯ブラシによる事故の認知率は非常に高いという結果が出ています。しかも、事故の一番多い1歳の子供のお母さんは非常に意識が高く、注意もしています。商品も安全性の高いものを選んでいるようです。そうだとすれば、これまでのようにリスクに気づいていないお母さん方に啓発するというやり方だけでは、今回の場合は済まないだろう。むしろ子供の成長に合わせて、その年齢に合った形の啓発をしていくべきなんじゃないかと思います。このあたりは企業の方にも考えていただけないかなと思います。

○越山会長 非常に建設的なご意見で、私のかわりにおまとめいただきありがとうございます。

○山中特別委員 山中です。今回、歯ブラシだけではないんですけど、ぜひ行政の方に認識していただきたいことがあります。この委員会には私はもう5回か6回出させていただいているんですが、事故が起きた後に保護者がその情報をどこかに伝えたかという、ほとんど伝えていないんですね。これは毎回同じです。今回も91.3%となっていますけど、どんな事故でもほとんど保護者は伝えていない。こういう会議に出ますと、業界団体の方もいらっしゃるんですが、業界団体では一件もそんな事故の情報は知らないと言われるんですね。ところが、東京消防庁のデータを見れば、毎年同じことが同じように10年も20年も起こっているわけです。

人は事故が起きたときには、その直前に何か原因があると思いがちなので、「見ていれば防げたんだ」と日本社会全体がそういうふう考えている。そこで情報が伝わらない。情報がないから製品の改善もしない、する必要がない。この悪循環がずっと続いているわけです。

今、SAFE KIDS JAPANというNPOの活動をやっているんですが、SAFE KIDS WORLDWIDE

という世界組織があって、そこに出ていろいろほかの人たちとワークショップなんかをやる。日本では事故の情報を親はどこにも伝えないと言うと、インドの人も、アルゼンチンの人も「何で伝えないんだ。そんなこと信じられない」と言われてしまうわけですね。これは、小さいころからの消費者教育が必要で、事故が起きたら自分だけの責任じゃなくて何処かに伝えるという教育をしないといけない。どんな事故を扱っても必ずこのパターン、すなわち親のせいになっている。

ほかに解決方法がなければ親のせいにしてもいいんですけども、ある程度軽減できる解決方法があれば、社会的にはそちらのほうを優先して取り組むというのが今後の安全に対する方向だと思います。事故の情報を伝えないということ、これを何とか変えないといけないんじゃないかと思っています。

これからもこういう傾向は続くかもしれませんが、ここに何か切り込むことを考えないと、新しい製品ができて、新しい事故が起きて、いつも同じことが起きることになる。よその国からはそういうことは「信じられない」と言われてしまい、何度か説明してもらえなかった経験があったのでご紹介しました。

○生活安全課長 ありがとうございます。協議会の中でも、アンケートをやると確かに毎回こういう議論になっていると思います。私どもも、できるだけさまざまな媒体で、リーフレットとか、ウェブとかでもご案内したり、できるだけ研修とかもやったりはしておりますけれども、今回もご意見をいただきまして、さらに何か踏み込んで考えていければと思っております。ありがとうございます。

○松田特別委員 啓発に関して少し。きょう、ここに自治体の担当の方はいらっしゃらないんですね。都の方はいらっしゃるけれども、市町村の方はいらっしゃらない。乳幼児のことは大体基本は市町村なんですね。何かあると市町村でやってくださいということになって、通知が来て、市町村の担当、特に母子保健とか、子育て支援課みたいところが何かの折にみたいに心がけるんですけど、一番多いのが健診で配ってくれ、母子手帳のバッグに入れてくれなんです。

ありとあらゆるものがそこに持ち込まれていて、皆さん見たことはないかもしれないんですが、ちなみに世田谷区の母子保健バッグは、母子手帳をもらうときにこのぐらい分厚い封筒が入ってくるんですね。いっぱいチラシが入っているんです。でも、中に無料の健診の券であるとか大事なものも入っているんで、その見直しに入っているんです。市町村さんでは大分見直していると思うんですけども、妊娠期にもらうと使う順番がまずわか

らないとか、自分には関係ないように思ってチラシ類は捨てる人もいるので、様々な手法による注意喚起が必要だと思います。

あと健診の日は来るのが精いっぱい、慣れない赤ちゃんを連れてくるのもういっぱいなので、そこで言われたことはほとんど残らないと思ったほうがいいんじゃないかと私たちは思っています。しかも、まだ健診だと歯が生えていない時期なのでぴんときない。歯みがき指導とかはあるんですけど、なかなかそこまでいきませんので、自治体頼みに啓発をするというのはちょっと考えを変えていかないと無理かなと思うんです。大体ここにはそうやって書くと安心みたいな感じで、通達して終わりみたいな文が多くて、自治体はもちろん考えてはくださるけど、率先してとなると厳しいです。

あと、母子手帳のバッグに入れるのに、例えば世田谷は母子手帳を1年間に9,000部発行しているので、9,000部を入れる日というのがあって、かなり手前なんですね。なので、すごい注意深く言っておかないとそもそも入れてもらえないということと、いろいろな順番があるので、自治体さんがどう思っているかという、「また来たよ」という発想だと思いますので、そこもあわせて、私たちがやっぱり自分たちの立場でできることを考えていかないと無理かなというふうに感じます。

○生活安全課長 今のご意見なんですけれども、おっしゃるとおり、母子手帳のバッグはいっぱいになっているのを把握しております。なので、実は私どもも無理やり入れてくれということではなくて、ご案内してご活用いただけるところにご要望を聞いていろいろお配りをしたりしています。そのほか、チラシだけではなく、ウェブであったり、様々な手法を活用したり、行政からの発信だけでなく、多方面から発信ができないかということも今後も検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○谷口特別委員 業界団体の谷口でございます。

先ほどから業界で対応できないかというお話が何人かの方々から出ておりますので、ちょっと説明をしておかなければいけないかなと思います。我々業界は、品質に関してはJIS規定にのっとって、実際危険性という、毛が抜けて毛を飲み込むとか、そういう危険性もやはりあるわけですね。それに関しては今までかなり注意をしておりました。

また、転倒によるけがも、個々の企業さんで、子供用の歯ブラシのパッケージの裏には親御さんがちゃんとしてほしいというような注意喚起の文言も入れております。ただ、パッケージは非常に小さいものですから、商品に対する表示は限りがあるということですね。それをどうするかというところでございます。

あと、危なくない製品だけにできないかというお話がございましたけれども、実際にある程度対策がとれた商品も今出ております。その中で、全ての企業にそれを強制するかというのは自由競争の中ですので難しい。けがを軽んじているわけではないんですけれどもね。

といいますも、ちょっと説明させていただきますと、歯ブラシというものは非常にインシヤルがかかります。金型をつくらないといけないということです。あと、実際物をつかって安全性を確認するのに時間がかかるということです。開発までに日数もかかります。ですから、きょう、あすにすぐやれということはなかなか難しいかなというところがございます。その辺をちょっと説明をしておかないといけない。

消極的な話で申しわけないんですけれども、けがを防ぐということに関しては業界としても取り組まないといけないとは思っていますが、それをどうするかというのはまだ業界ではまとまっておりません。

我々の業界は珍しく大阪にあるんですよね。ほとんどの業界は大体東京にあるんですけれども、東京都が発信されていることがなかなか大阪には伝わってこないというのもございまして、その辺も我々はこれから業界としての課題かなとは思っています。歯ブラシに関していろんなことを知って、それを組合員に発信していかなければならないとは思っていますけれども、ちょっと今はまだ業界団体としてはまとまっておられませんということだけ説明させていただきます。今後、どういうふうに取り組んでいくかというのはこれからの段階でございますが、決して安全対策に対して否定的な話ではなくて、今後どういうふうに関わるとしては取り組めるかということをご猶予いただけたらと思います。

○岸邊特別委員 日本チェーンドラッグストア協会・岸邊です。

今のお話のフォローというわけでもないのですが、41ページの先ほどのご質問等であったこの内容に対応する形にもなるかと思うのですが、実際売っている立場で申し上げますと、メーカー様が今までご意見をいただいた商品を本気でつくって、それを店頭で並べたときに、例えば価格が1,000円だった場合に実際お客様が買うかということ、現状でも安全具付のコンビ様とかピジョン様で出しているものはそれなりの価格で出ていて、現状その使用比率が小さいお子さんのときには3割程度ありますけど、年が上がるごとに減っていくことを考えていくと、売る立場で言うと、その1,000円の商品を本当に買っていただけるか疑問です。

個人的な意見になりますけれども、それで一番怖いのは、買う親御さんが大人用の100

円ぐらいの安い歯ブラシを使って、それをお子さんに持たせるという可能性も出てくると
思いますので、その辺のところはつくって売れるかという、ちょっと難しいというのも
現実論としてはあるのかなと。

あと、山中先生のおっしゃった事故の報告がないというのは、私もそう思います。特に
医薬品であれば、医薬品の副作用、安全情報等は、副作用があったときにそういうところ
に電話して、支援をいただくという番号解説があって、そういったところはメーカー様の
協力のもとにあると思うのですが、これも個人的な意見になるのですが、事故を起こした
ときに、親の責任だけじゃなくて、けがに対しての何かしらの支援をしてくれるようなも
のがあったときに、もしかしたら親御さんがそこに電話してくれたりしないのかな
と。そういったことで電話番号がわかればやるのかなというのものもあるのではないかと
いうふうにとちょっと考えています。

○越山会長 ありがとうございます。結構時間も押してまいりました。実はこの協議会は
あと2回予定されております。通常でしたら3回でおしまいになってしまいますので、こ
ういう議論をした結果をすぐにまとめざるを得ないというようなところでした。しかし、
今年の場合は議論をもっと深めていこうというところがございまして、4回、すなわちあ
と2回この議論をしていって、皆様のコンセンサスを得られた方向性みたいなものに何と
かたどり着きたいと思っておる次第です。

ここでちょっと本日のまとめに入りたいと思います。資料6をごらんいただけますでし
ょうか。今回までいろいろやってきましたアンケート調査や実験、それから皆様の意見交
換の結果を、資料6の今後の取組案のような形で整理してまとめていって、さらにこの内
容を煮詰めていくようにしたいと思っています。そのため、これら内容について順番に、
本日いただいたご意見をこれに加えて反映するようなものにしていきたいと思ってお
ります。この資料をごらんになって、それぞれについて最終的にご意見をいただければと思
います。

まず最初に、資料6の第1の商品等の安全対策等は、製造事業者団体様、製造事業者様
に対する要望事項として、1の安全対策の強化という部分と、2ページ目にあります安全
対策基準の強化という方法案をつくらせていただいております。この中には、1ページ目
の下のほうにありますとおり、パッケージの表示の件だとか、年齢に合った使い分けがで
きるような方法、それから、実験結果を踏まえた安全対策の方向性みたいなものを望んで
いきたいというようなまとめになっております。

最初に第1と、その次に第2と第3について確認いただければと思います。まず最初に、第1の製造事業者様に対する安全対策のこの案に関して、どうしてもこのままでは次回に持っていかれては困るとか、こうしてほしいとかという部分、さらにはあえて第1についてこの段階で申し述べておきたいということがございましたら、お願いしたいと思います。

○櫻井特別委員 櫻井です。1つ重要なポイントとして、前回も少しお話をさせていただいたんですけども、絶対喉突きをしないというようなものはもしかしたらできるかもしれない。ただ、そのときにほかの何か具合が悪いことが起こらないのかということ、私どもも、子供ブラシに対してのお客様からの声というんですか、クレームというんですか、そんなものもいただいていますので、どんなときにはどんなことが起こるのかなということ、を幾つか理解しておるつもりなので、そんなことも少し情報として出させていただいて、そこと合わせ持って考えるというようなことをやる必要があるかなと思っています。

前回、毛が抜ける話を少しさせていただきましたけれども、今回は何となく思い浮かぶのは、柔らかい素材を使うということなので、子供さんはかむのが好きなんです。だから、物自身を破壊してしまうというようなことは安易に予想される。この辺をどういうふうにするのかということ、を考えなくちゃいけないかなと思っています。

○越山会長 製造事業者様としては当然のお考えだと思います。ここではいろいろな要望だとか、業界に対する希望はありますが、結局、改良だとか何らかの対策をしたものに関しては、最終的には業界様の責任でやらざるを得ないものと思います。今お話しされたようなリスク分析など慎重に運ばなきゃいけないという意向があるのはわからないわけではないと私も思っております。

今伺っているのは、1の業界様にお願いしたいという安全対策の強化の中に具体的にこういう項目を入れてほしいとか、ここは今のご意見を踏まえた記述にしてほしいというようなところはここのことなんですとか、これに対するご指摘みたいなものは今のお話の中にはございましたか。この取組案に対して、ご意見は確かに承りましたけれども、それをこの中の特にどの辺の箇所に反映すべきというものですか。

○櫻井特別委員 それは、喉突き事故防止の安全対策を強化するということがあるじゃないですか。一方で反作用――副作用というふうに見たほうがわかりやすいのかもしれないですけども、そこはないのかどうかということを検証することだと思いますが、違っていたらすみません。

○越山会長 それも大事なことです。

○大久保特別委員 似たような発言になるんですけど、1点だけ。先ほど早川先生もお話しされているんですけど、要はお子様に自発的にやっていただくところと保護者がケアするところという形の中で、安全側に振る場合に、今の技術的な課題として刷掃力をどうしても落とさざるを得ない。

逆に言うと、安全を志向されて見守っておられる方は、そういう仕上げみがきを確実に推進していただくというような指導が、我々の特に口腔製品には、まず歯科医に受診して指導を受けていただいて、その指導のもとで使っていただきたいということが第一義で書いてございます。逆に言うと、安全を意識されるツール類、喉突き防止機能のついたものと、保護者の方のやらなければいけない部分がふえますので、そういったことをご理解いただいて、開発のバランスをどう考えるかというのを検証していかなきゃいけない。

特に今回の方向性としては、3歳ということをやケアして、今の刷掃力と安全性のバランスについて見直すべきだというご指摘だというふうに考えております。そうすると、お母様、いわゆる保護者の方のやられる部分が口腔衛生上はふえていくということもあわせてやっていかなければいけないので、メーカーとしては、極論をするとみかけない製品をお届けすることになってしまうというのが今の技術的な限界ですので、そこについてどういう形で見守り者の方に理解いただけるのかということが悩んでいる種でございます。この表現だけで「補う」と一言書かれても、子供を見守っている方に今以上にスタミナをかけてやっていただくことがついて回るということをご理解いただきたいと思います。

○越山会長 大変よくわかりますが、誰が検証するかとか、ちゃんと歯をみがけないような歯ブラシでいいんじゃないのということを提案しているわけではないので、あまり極論で捉えないで、前向きに可能な範囲を模索するというのを念頭に置いていただいたほうがいいかと思っておりますので、コメントさせていただきました。

○岸邊特別委員 話を戻すわけではないのですが、この表の1番の今の質問に対する答えですけど、対象年齢設定の見直しのところで、先ほどちょっと疑問でもあったのですが、現場で見る限りで言うと、子供用の歯ブラシで、生え始め、0歳から1.5歳、1.5歳から3歳、3歳から5歳で、5歳以降みたいな形では、私の記憶で言うと、最低でも5種類、6種類ぐらいはお子様用歯ブラシはあるのではないかと思います。0歳から6歳なので、年相応に1つずつの種類があるのではないかと思います。

それが少ないのかどうかとか、設定の見直しというところで言うと、そこまで言ったらちょっと語弊があるのかもしれないですが、1歳ちょっと単位の細分化された商品は既

に出ていると思いますので、そのところはこの表で言う認識されていないからこういうふうに書いてあるのかなと思えるのですが……。

○越山会長 その部分を認識した表現に直したほうがいいよということですか。

○岸邊特別委員 先ほどから種類が少ないみたいなお話が出ていたと思うのですが、実際は5～6種類あるということではないかと思います。

○越山会長 ないわけではないと。

○生活安全課長 こちらの書きぶりで、うまく伝えることができなくて申し訳なかったです。実は製品をいろいろ見させていただいているんですけども、資料に書いてありますように1歳半から5歳用というような歯ブラシがございまして、今ご指摘いただいたようにもう少し細かく使う年齢を分けてあるものも当然あるんですけども、こういったように使う期間が長いものもあるので、設定について見直す必要があるんじゃないかということで申し上げているところです。

○岸邊特別委員 対象年齢の幅が長い製品だけに対して見直しということですか。

○生活安全課長 そうですね。

○岸邊特別委員 であれば、わかりました。

○小野特別委員 ちょっと例えが悪いんですが、これは何だかわかりますか。クレヨンなんです。1歳ぐらいですかね、まだ鉛筆持ちができないお子さん用にグー握りで握れる全身が芯でできているクレヨンなんです。なぜこれを持ち出しているかという、クレヨンとして最低限守らなきゃならない描き味が全然無いからです。色がつくつかないかというぐらいですね。要するに、お母さんからすると、きれいに描くというよりも色に親しんでもらうとか、絵を描くことの楽しさみたいなものを感じ取ってもらおうということで与えているものなんです。クレヨンでありながら、（安全性を確保するために）あえて描き味を落としてつくっている商品なのです。

これは現実ものすごく売れていますが、普通のクレヨンよりもかなり高いものになっています。今ではどこのデパートでも売られています、生まれて二十数年たっているものの、この数年特に売れてきています。高いにもかかわらずこういうものを選んできている、描き味は悪いけれどもこういうものを選んでいく時代が到来していることを示していると思います。

先ほど安全性と刷掃性をどうバランスをとるかという話がありましたが、現実こういう商品が生まれてきて、お母さん方が選択をしているという事実を認識していただき、歯

ブラシの業界の中でも同様のご検討をいただけたらと思います。

○越山会長 ありがとうございます。ほかにもあると思うんですけれども、ちょっと時間がないので、大変申しわけありませんけど先に進めさせてください。今のご意見を踏まえて、多分ここの表記方法は若干言葉不足になっている部分もあるかもしれないので、私も含めてもう一度見直していきたいと思っております。

続いて、3ページ目にあります消費者の安全意識の向上の箇所。ここには、1として消費者への積極的な注意喚起と、2番目には国とか行政機関に求める注意喚起、そして3番目には効果的な啓発方法。これは協力してやっていきましょうねということですね。4番目に選択できる販売ルート。要は、お店とかの流通販売店での啓発というようなおまとめの仕方をしていただいています。

ここも、先ほどから出ているご意見も含まれているような箇所もあると思うんですけれども、第2に関してここはちょっと直したほうがいいんじゃないのとか、これをあえて入れておいたほうがありがたいねとかというところはございますでしょうか。

先ほど、消費者団体の各委員の皆様からいろいろご意見をいただいたりしておりますし、あと、チェーンストア様のほうからいろんなご提案をいただいたりしておりますので、今の段階ではそれらのご提案をなるべく網羅しておいて、その中から現実的で、または計画的なものを抽出していくような議論をしてもいいのかなとも思ったりはしておりますが、取り急ぎ第2についてご意見等がございましたらお願いいたします。

○釘宮委員 今、消費者が歯ブラシを選択する理由で言うと、ヘッドの大きさが一番多くなっています。市場にある製品はどうしても価格などが優先で、安全性が高くてもなかなか売れないんだというお話があったんですけれども、消費者自身が安全性を最優先に選ぶ、そういう安全性のある製品を育てていくというか、そういう役割も必要ではないかと思いました。

○越山会長 そういう記述というか、基本的な理念が最終的な提言案に見えていたほうがいいよということですか。

○釘宮委員 はい、そうです。

○越山会長 それはいい意見ですね。そのとおりですね。

○松田特別委員 これは東京都でやっていることなんですけど、先ほども業界は大阪が中心だとおっしゃっていたんですけど、別に東京の子供だけ助かったらいいということではないので、全国に普及していくというか、波及するということも東京都の役割なんじゃないかな

いかなと思っています。

過去にベビーカーの安全のことを東京都でやってくださったときから少し時を経て、あまり車社会で関係ないんじゃないと言われていたところまで動いて、国交省でベビーカーマークなんていうのができたりする事例がありますので、メーカーさんはもちろん全国対象ですし、きょうも消費者庁さんが来てくださっているので、国にもぜひ、「(国)」と書いてあるんですけど、ほかの都道府県にも広げていくみたいなことをここにに入れてくださってもいいのかなというふうに思いました。

あと、先ほどのクレヨンの例もそうなんですけれども、もちろん安全というところから入ることではあると思うんですけど、歯みがきということの新しい価値とか、文化とか、それから大きな流れとか、子供のいる暮らしのデザインみたいなところがここから起こるといいなみたいなことを私たちは期待しているので、ちょっと大げさかもしれないんですけど、そういった視点でも書いていただけるといいかなと思いました。

○越山会長 ありがとうございます。ぜひ記録に残しておいて、私自身も参考にしていきたいと思っております。

大変申しわけありませんけれども、この後の3の事故情報の収集と活用体制の整備の箇所について、最後のご意見をいただければと思っております。

まず、業界として相談窓口を徹底することができるかどうか。これは前年度の調査でも、前年度、前々年度でもこのようなことの重要性は指摘されております。それから、先ほど山中先生からお話があったような仕組みみたいなものを考えていくという重要性はここで入れております。その後、さらなる安全対策に向けた事故情報の提供と効果、これは国とか都に求めるようなものとして書かれております。このあたりについていかがでしょうか。

○早川特別委員 ぜひ窓口として我々も参加させていただきたいと思います。

○越山会長 ありがとうございます。それはいい意見ですね。学協会様にこういう問題についてただ相談を持ちかけるだけではなく、普段から指導されている学協会様等と事前に連携していくというのはすごく大事なことだと思いますので、大変ありがたい意見です。ありがとうございます。

ほか何かございますでしょうか。本日は消費者庁様が来られていますけど、今後、本日議論したようなことの一部を国、経済産業省様、消費者庁様等に要望していくことになるかと思えます。また、事故収集の部分を含めて、消費者庁様のほうでもいろいろご活動されております。最後に、もしあれば結構ですけど、次回でも次々回でも結構なんです

が、もし何かございましたら、どうぞでしょう。

○野田オブザーバー では、ご指名ですので。野田でございます。

本日は、私もいただいたご意見を伺いまして、非常に勉強になりました。実は消費者庁も、歯ブラシの事故ということでは限定していないんですけれども、子供の不慮の事故防止ということでいろいろ注意喚起はやっております。東京都さんの協議会にも出させていただきまして、そこで教えていただいた話とかも過去にやったようなこともありますし、そういうことはこれからも続けてまいりたいと思っております。

また、東京都からほかの自治体ということで、我々が若干弱いところは、都道府県さんとの関係では受託事務みたいなのが乏しかったりとか、出先機関もないような弱みはあるんですけれども、一応各都道府県の消費政策担当課さんとかにはいろいろ情報提供しているようなこともございますので、そういうふうな協力は今後ともできると思います。

また、子供の事故防止に関しましては、きょう、山中先生、早川先生がおられましたけれども、お医者様とか医療の現場の方々にもいろいろ教えていただきながらもやっておりますので、そういうようなことも進めてまいりたいと思っております。

あと、消費者庁というと消費者のことが一番というところもあるんですけど、我々の最近の子供の注意喚起のところでは、製品に問題がなくても事故が起きることがある。例えばこういうふうな製品もあるというご紹介もやったりしていますので、そういうようなことも、業界団体、またメーカーの方々にもいろいろ教えていただきながら進めてまいりたいと思っております。非常に雑多な感じで恐縮ですが、以上でございます。

○越山会長 急にお願いしましてすみません。どうもありがとうございました。

時間がオーバーして大変恐縮でございますけれども、今後の予定について事務局のほうからご連絡をいただければと思います。

○安全担当 それでは、資料7をごらんください。第4回協議会開催までの確認手順(案)をご説明させていただきます。

今後、事務局では報告書(素案)を作成し、皆様にお送りいたします。報告書の素案は第1回協議会で検討した資料に追加情報を加えたものと、今回協議会で検討した資料に本日いただいたご意見を反映させたもので構成してまいります。委員及び特別委員の皆様にはお忙しいところ恐縮ですが、お送りする報告書の素案について修正のご意見などを事務局までご連絡いただきます。事務局は、いただいたご意見を報告書の素案に反映させた報告書(素案)の修正版を取りまとめてまいります。また、委員及び特別委員の皆様には再

度報告書（素案）の修正版をご確認いただきます。これらの作業を11月から12月初めにかけて進めさせていただきます。具体的なスケジュールにつきましては、改めてご連絡させていただきます。

第3回の協議会は、12月19日を予定しております。ここで協議会報告書の素案についてご協議いただきます。第3回協議会を踏まえて報告書（素案）をさらに修正し、委員及び特別委員の皆様にご確認いただき、報告書の案を取りまとめてまいります。年明け1月に予定しております第4回協議会では、この協議会報告書（案）を決定していただき、協議会報告書を公表、プレス発表いたします。都は協議会提言に基づき、消費者への注意喚起、関係する業界団体等や国等への要望と情報提供を行ってまいります。

資料の7の説明は以上です。

なお、本日お席に生活安全課からのお知らせとして、「乳幼児の家庭内の水回り事故防止ガイド」、来週11月4日から6日に開催する安全商品見本市「セーフティグッズフェア with サイエンスアゴラ2016」のリーフレットを置かせていただいております。ぜひお越しください。事務局からは以上です。

○越山会長 ありがとうございます。次回はご連絡もしていただいておりますので、これで今回は終了したいと思います。

それでは、進行がうまくなくて大変申しわけありませんでした。本日の議事はこれで全て終了しました。ご協力どうもありがとうございました。

午後0時05分閉会